

報道機関 各位

令和3年6月24日(木) 発信
人事課

元本市職員の官製談合防止法違反に係る 判決に関する市長コメント

1 判決内容

令和3年3月24日に、入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律違反により起訴されていた元本市職員に対し、本日(6月24日)、東京地裁において(懲役10月、執行猶予3年)の判決が言い渡されました。

2 龍ヶ崎市長中山一生コメント

本市発注の公共工事に係る官製談合防止法違反事件の裁判において、元契約検査課長に懲役10月、執行猶予3年の判決が言い渡されました。

この判決を重く受け止め、このような事件を二度と起こさないよう、再発防止に向けた検討を鋭意進めてまいります。市民の皆様には多大なご心配とご迷惑をおかけしておりますことに、改めてお詫び申し上げます。

令和3年6月24日

龍ヶ崎市 長 中山 一生

本件に関する問い合わせ先

龍ヶ崎市 総務部 人事課 藤平・宮崎(ふじひら・みやざき)

TEL:0297-64-1111(内線341・373)

龍ヶ崎市 市長公室 秘書課 服部・小崎(はっとり・こざき)

TEL:0297-64-1111(内線330・332)